

第1 目的

この要綱は、市内の空き家等及び空き家等利活用希望者の情報を、インターネットを通じて市内外に発信することにより、空き家等の利活用を促進し、良好な住環境の確保及び地域の活性化を図り、もって空き家等の発生及び増加の抑制に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等

市内に存在する建物（その敷地を含む。）のうち、個人の居住を目的として建築され、現に居住又は使用していないもの（予定のものを含む。）であって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約の対象となっていないものをいう。

(2) 所有者

空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等を売却又は賃貸することができる者をいう。

(3) 利活用希望者

空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。

(4) 空き家バンク

国土交通省の「全国版空き家・空き地バンク」を運営している不動産事業者のインターネットサイト上で、空き家等の所有者及び利活用希望者双方の情報を集約・共有することにより、空き家等の利活用を促進するための仕組みをいう。

第3 適用上の注意

この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第3号

に規定する暴力団員及び同条第 6 号に規定する暴力団関係者又は同条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団に該当する場合は，空き家バンクを利用することができない。

第 4 空き家バンクの利用登録申請

空き家バンクの利用に際しては，所有者は空き家バンク利用登録申請書（所有者）（第 1 号様式），利活用希望者は空き家バンク利用登録申請書（利活用希望者）（第 2 号様式）（以下「登録申請書」という。）に必要書類を添付して市長へ提出するものとする。

第 5 台帳への登録及び空き家バンクへの掲載

市長は，所有者から第 4 の規定による申請があったときは，利用登録の可否を審査し，次の各号を満たすと認めた場合は，空き家バンク登録台帳（所有者）（第 3 - 1 号様式）に登録する。

- (1) この要綱の趣旨に沿っていること。
- (2) 対象の空き家等の老朽化が著しくなく，かつ，大規模な修繕が不要であることの確認が取れること。
- (3) 空き家等のすべての所有者が登録に同意していること。

2 市長は，利活用希望者から第 4 の規定による申請があったときは，利用登録の可否を審査し，次の各号を満たすと認めた場合は，空き家バンク登録台帳（利活用希望者）（第 3 - 2 号様式）に登録する。

- (1) この要綱の趣旨に沿っていること。
- (2) 公序良俗に反するものでないと認められるものであること。

3 市長は，第 1 項又は第 2 項の規定により行った審査結果を空き家バンク（登録・不登録）決定通知書（第 4 号様式）にて申請者へ通知し，空き家バンクで公開するものとする。ただし，申請者が公開を希望しない場合はこの限りではない。

4 前項の規定による登録の有効期間は，登録決定日から 2 年間とし，登録に係る申請者の負担額は無料とする。

第 6 登録記載事項の変更

第 5 第 3 項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）は，登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は，速やかに空き家バンク登録

事項変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

第7 登録の取消し

登録者は、第5の規定による登録の取り消しを求めるときは、空き家バンク登録取消届（第6号様式）に登録完了時に同封している登録申請書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

第8 登録の更新

登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する登録者は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに、市長へ登録申請書を提出し、登録の更新を受けなければならない。

第9 登録の廃止

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクに係る登録を廃止することができる。ただし、特に理由があると市長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 第7の規定による届の提出があったとき。
- (2) 当該空き家等又は登録者が第2又は第5の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録者が偽り、その他不正な手段により空き家バンクに係る登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 第3第2項に該当することが判明したとき。
- (5) 登録者が個人情報の取扱いなど各種関係法令に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した時は、空き家バンク登録台帳取消通知書（第7号様式）により、当該登録者に通知するものとする。

第10 交渉等のための事前相談

空き家バンクに掲載している空き家等の紹介を希望する、又は空き家利活用者の紹介を希望する登録者は、事前に市へ相談しなければならない。

2 市は、前項の相談があったときは、交渉を希望する登録者へ交渉に応じるか確認し、交渉の可否を申請者へ回答するものとする。

第11 交渉・契約等

第10の規定により交渉が可能となった場合は、事前相談した登録者が

空き家バンク交渉申請書（第 8 - 1 号様式）を市長へ提出するものとする。

2 利用条件等については登録者間において直接交渉を行い，売買，賃貸借等を行う場合は各々の責任のもとで契約するものとする。

3 前項の申請書を提出した者は，その結果を記載した空き家バンク交渉結果報告書（第 8 - 2 号様式）を市長に提出するものとする。

4 市は，前項の報告書の提出があったときは，ホームページにおいて，利用実績として公開する。ただし，登録者が公開を希望しない場合，又は公開を希望しない事項がある場合はこの限りではない。

第 1 2 雑則

この要綱に規定するもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和 5 年 7 月 1 日から施行する。